

鳥取県告示第227号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
智頭町芦津地区	智頭町	1 町道芦津線の全線 2 町道沖ノ山線の全線 3 林道中ノ津線の次の区間 起点 町道沖ノ山線 終点 八頭郡智頭町大字芦津字岸ノ上743 4 4 八頭郡智頭町大字芦津の一部（どんぐりころころ公園及び智頭町菅芦津キャンプ場の区域）	智頭町芦津地区	智頭町	1 町道芦津線の全線 2 町道沖ノ山線の全線 3 林道中ノ津線の次の区間 起点 町道沖ノ山線 終点 八頭郡智頭町大字芦津字岸ノ上743 4 4 八頭郡智頭町大字芦津の一部（どんぐりころころ公園及び智頭町菅芦津キャンプ場の区域）
			八頭町郡家駅前周辺地区	八頭町	1 八頭郡八頭町郡家の一部（郡家駅前広場の区域） 2 県道郡家停車場線の全線 3 県道河原郡家線の次の区間 起点 郡家駅前 終点 県道郡家鹿野気高線
			八頭町船岡竹林公園地区	八頭町	1 八頭郡八頭町西谷の一部（八頭町船岡竹林公園の区域） 2 町道殿西谷線の次の区間 起点 県道志子部船岡線 終点 起点から西側600メートルの地点
略			略		

2 略

2 略